

城西大学水田美術館画像資料の使用に係る遵守事項

城西大学水田美術館が保管及び管理する収蔵品の画像資料の使用を願い出る者（以下「申込者」という。）は、以下に掲げる遵守事項について守らなければならない。

（申請書類の提出）

1. 申込者は所定の画像資料使用申請書とともに、以下を美術館宛に提出する。
 - ・企画書（任意の様式）
 - ・著作権許諾関係書類（著作権の許諾を取る必要がある場合）
 - ・郵送用切手（承諾書、請求書を郵送するため）

（画像資料の媒体）

2. 利用できる画像資料は原則デジタルデータとする。ただし、写真原版を希望する場合は、申請書提出前に申し出、使用が許可された上で利用できるものとする。写真原版はポジフィルムと紙焼き写真での貸与とする。

（画像資料の受取方法）

3. デジタルデータの場合は、原則メール添付かファイル転送サービスを利用しての受け渡しとする。写真原版または記録用媒体に保存しての受け渡しをする場合は、発送に係る経費を申込者が負担しなければならない。

（貸出媒体の返却）

4. デジタルデータは、利用後速やかに申込者によって破棄しなければならない。写真原版または記録用媒体の場合は、貸与の日から3週間以内に美術館に返却し、保管した画像データや中間生成物は利用後速やかに申込者によって消去または破棄しなければならない。また、正当な理由なく、返却期限を過ぎても返却されず、督促の通知文書内で定められた期限までに返却されなかった場合は、別表1に定める使用料に対して、督促通知文書の期限を過ぎてから1日1割の割合で延滞料を納めるとともに、今後の申請は一切受け付けない。

（クレジット表記）

5. 画像を使用する場合には、本学及び美術館がその所有者であることを極力画像に近い場所に明記しなければならない。また、当該作品の名称は原則として美術館が指定する名称を呼称しなければならない。美術館のクレジット表記については次のとおりとする。

（日本語）：学校法人城西大学水田美術館

(英 語) : Mizuta Museum of Art, Josai University Educational
Corporation

(目的外使用の禁止)

6. 申込者は予め申し込んだ目的以外で画像資料を使用してはならない。
目的外の使用が発覚した場合、使用申請を取り消した上で使用を差し止め、以降の申請は一切受け付けないものとする。

(画像改変の禁止)

7. 申込者は受け取った画像のトリミング、画像にかかる文字配置等の改変を行う場合は事前に美術館に相談し許可を得て行う。

(複製品)

8. 貸与した写真原版の複製品を作成する場合は予め許可を受けると共に、複製品に係る費用は申込者が負担する。また、複製品は作成後1カ月以内に無償で本学に譲渡しなければならない。

(弁済義務)

9. 貸与した写真原版を汚損またはき損した場合は、本学の査定による損害額を弁償しなければならない。

(成果物の寄贈)

10. 成果物の提出については以下のとおりとする。

ア 出版物、商品、ノベルティ、パッケージ等を制作した場合は現物を2部提出する

※出版物がシリーズ等で数巻にわたる時は1セットをもって1部とする。
この場合の2部提出が難しい場合は、提出前に美術館に相談する。

イ 上記以外については、下記のを1部提出する。

- ・テレビ番組：記録用媒体に録画したもの
- ・講演会、セミナー、展示会、学会等で使用した場合：使用が分かる資料または写真
- ・インターネット上での使用：該当ページのアドレスとスクリーンショット機能等で画面保存した画像
- ・広告使用（社内広報物等も含む）：各掲載媒体

(期間延長の手続き)

11. 使用期間の延長を希望する時は、予め美術館宛に所定の画像資料使用条件変更申請書を提出し、その許可を受けなければならない。

(再利用)

12. 出版物等の再版または2年を過ぎてのテレビ番組の再放送等には、別途再申請を提出しなければならない。また、同一画像を初回申請時と同じ媒体に同じ目的で使用する場合に限り下記割引料金が適用される。

- ・ 2回目の使用 初回の 80%
- ・ 3回目の使用 初回の 60%
- ・ 4回目以降の使用 初回の 50%

(使用料)

1 3. 使用料は別表 1 のとおりとし、承諾書と共に郵送する請求書に従い、本学宛に納入しなければならない。

(謝絶権利)

1 4. 申込者が画像資料を使用できる条件を満たす場合であっても、使用を謝絶する権利を美術館は保有するものとする。

以上

別表 1

画像資料の使用料金を次のとおりとする。

- ・ 1 作品につき画像 1 点を 1 回使用した場合となる。
- ・ 1 作品複数画像の場合原則として 1 作品につき 3 画像までを 1 画像とする。
- ・ 同一画像の複数使用等における料金に関しては、事前に美術館にその旨連絡をし、協議の上決めるものとする。
- ・ 記載の料金はすべて税別となる。
- ・ 使用料免除の場合は、別途事務手数料 1,000 円（税別）を申し受ける。

○デジタルデータ

使用目的	料金
テレビ番組、映像作品（放映が 1 回の場合） 参加者の費用負担がある展示会、セミナー、講演会等 インターネット上での掲載（1 年以内） 広告利用（社内広報物等での利用も含む） 無料配布のノベルティ、パッケージ等 展示パネル等	5,000 円
売価のついている商品（書籍、雑誌、教材、雑貨等）	10,000 円
学術研究使用のうち、売価のついている図録・研究書等での使用	2,500 円

※デジタルデータはすべてカラーとなる。モノクロで使用する場合はカラーの 80%を支払うこととする。

※デジタルデータがない場合のデジタル化費用は 2,000 円とする。

○写真原版

使用目的	カラー	モノクロ(紙焼)
テレビ番組、映像作品（放映が 1 回の場合） 参加者の費用負担がある展示会、セミナー、講演会等 インターネット上での掲載（1 年以内） 広告利用（社内広報物等での利用も含む） 無料配布のノベルティ、パッケージ等 展示パネル等 売価のついている商品（書籍、雑誌、教材、雑貨等）	20,000 円	5,000 円
学術研究使用のうち、売価のついている図録・研究書等での使用	10,000 円	2,500 円

※写真原版での利用の場合カラーはすべてポジフィルム、モノクロの場合は紙焼き写真を貸与する。